



【手当を受給中の皆様へ】

## 所得状況届・現況届の提出をお願いします

下記手当を受給されている方には通知を送付しますので、内容をご確認いただき、期間内に提出をお願いします。提出がないと手当が支給されませんのでご注意ください。また、受給停止中の方も提出をお願いします。

### 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 特別障害者手当

#### ▶提出期間

8/9(金)～9/10(火)

※土・日・祝日を除く

#### ▶受付時間 8:30～17:15

#### ▶受付場所 福祉課窓口

☎ 福祉課 福祉係

### 児童扶養手当

#### ▶集中受付期間

8/6(火)、7(水)、9(金)、12(月・振替休日)、13(火)、14(水)のうち、指定された日

※発送通知に受付日時が記載されています。

#### ▶面談時間

9:20～17:00(8/12(月・振替休日)は10:00～13:00)

#### ▶受付場所

市民交流センター会議室1・2

☎ こども家庭支援課 こども保育係

いずれの手当も、受給対象者や扶養義務者の所得が一定額を超える場合は支給停止となります。

### 事業者が行うべき対策

- ①事前に作業場所を確認して、蜂の生息の有無を確認する
- ②適切な保護具を備え付け、労働者に適切な服装で作業させる
- ③万一、蜂に刺されてしまったときに備え、救急用具を備え付ける
- ④アナフィラキシーショックのおそれがある者に自己注射器を携行させる
- ⑤蜂刺され労働災害防止等の安全教育を実施する

☎ 小諸労働基準監督署  
監督・安衛課  
☎ 22-1760  
詳細はこちらから▶



令和5年、小諸労働基準監督署管内にて、屋外で作業していた労働者が蜂に刺され、アナフィラキシーショックにより死亡する労働災害が発生しました。

日本における蜂刺されの死者数は毎年平均15人発生しており、毎年8月をピークに蜂刺されによる被害が発生しています。蜂に刺されると大きな腫れやかゆみ、またじんましんなどの症状のほか、重篤な場合、発症か

ら短時間で心肺停止に至ることがあります。これからの時季、屋外作業中に蜂に刺される危険性が一段と高まります。

小諸労働基準監督署では、リーフレット「蜂刺されによる労働災害を防止しましょう」をウェブサイトに掲載しています。当リーフレットを参考に、事業者として労働災害防止に取り組むようお願いいたします。

事業者の方へ

“蜂刺され”による  
労働災害を防止しましょう

